

平成30年度第1回荒川区清掃審議会会議録

日 時 平成30年4月24日(火) 午後3時00分～午後3時50分

場 所 あらかわエコセンター 2階 環境研修室

出 席 者

【学識経験者】 崎田 裕子(会長)、小野田 弘士(副会長)

【委 員】 北城 貞治、町田 高、中村 尚郎、安部 キヨ子、清水 啓史、
横山 しげ子、大久保 信隆、瀬口 高雄、中村 通夫、湯田 啓一、
和田 美奈子、佐藤 安夫

【事 務 局】 古瀬環境清掃部長、山本環境課長、鈴木荒川清掃事務所長、
木下清掃リサイクル課長

傍 聴 者 なし

配 付 資 料 (1)【資料1】荒川区清掃審議会委員名簿
(2)【資料2】資源物の持ち去り禁止に関する条例改正について
(3)【資料3】荒川区清掃審議会に関する条例等(抜粋)

開 会

(1) 開会挨拶

(2) 会長・副会長選任

(事 務 局) 現在会長が不在となっておりますので、事務局といたしましては長年清掃審議会の委員を歴任され、現在は副会長でいらっしゃいます崎田委員に、本審議会の会長をお願いしたいと存じますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(拍手による承認)

ありがとうございます。それでは崎田委員、お引き受けいただけますでしょうか。

(崎田委員) よろしく願いいたします。

(事 務 局) ありがとうございます。それでは荒川区清掃審議会会長を崎田委員をお願いしたいと思います。

(会 長) それでは議事に入ります前に、まず副会長を選任しなければならないと思います。これは、規則で副会長は委員の互選により選任すると定められております。副会長の私が会長になりましたので、副会長の選任については、私から指名させていただけたらありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ありがとうございます。それでは、小野田委員に副会長を務めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

(拍手による承認)

ありがとうございます。それでは、小野田委員よろしいでしょうか。

(小野田委員) よろしく願いいたします。

(3) 議事

(会 長) それでは審議に入ってまいります。

次第の三、「資源物の持ち去り禁止に関する条例改正」について、事務局から説明をお願いいたします。

(事 務 局) 資料 2 説明

(会 長) ありがとうございました。説明にもありましたが、荒川区の資源回収は、集団回収で実施をしています。昨年 30 件ほど持ち去りの情報提供があり、条例改正をすると判断されたということです。23 区の中では、制定が遅いほうであります。条例としては厳しいものを制定すると受

け止めました。

今日、この場で審議をいただき、パブリックコメントを経て、議会に提出するという流れということです。ぜひ委員の皆様にご意見などいただければと思います。

(委員) 資源を勝手に持ち去る行為は、犯罪ではないのでしょうか。条例で禁止しなくとも窃盗罪で逮捕できないのでしょうか。

(事務局) 窃盗罪というのは、他人の財物を窃取した者に適用される刑罰でございます。今回の持ち去りの場合は、資源物が誰の所有状態であるかということを確認する必要があります。具体的に申し上げますと、資源物が紐で束ねられていてそれぞれの資源物が町会の所有物であるという表示がされていれば、所有状態が明確であると言えます。しかし、この表示がないと所有状態が明確とは言えず、窃盗罪の適用が困難になるということです。今回の条例では、所有状態に関係なく、持ち去る行為そのものを禁止いたします。

そして、まずは行政処分である5万円以下の過料と禁止命令を科します。禁止命令に違反した場合は、刑事罰である20万円以下の罰金を科するという流れとなっております。

(委員) 現行法令では窃盗罪を適用することは難しいということで理解しました。

国で持ち去り対策を支援する動きは、現状どうなっているのか教えていただきたいと思います。

(事務局) 環境省、経済産業省、法務省、警察庁などの関係省庁の意見交換会では、持ち去り行為を法で取り締まるために、現行法の改正、新法の設立も視野に入れた検討を行っている聞いております。

(委員) 実際に持ち去り行為を行い、条例違反している者をどうやって見つけ、誰が過料を科すのか教えていただきたいと思います。

(事務局) 条例違反者を特定するためには、区民の皆様、回収事業者の皆様などから、持ち去り業者が現れる回収拠点の情報をいただきまして、職員によるパトロールや張り込みを行い、持ち去り行為を現場で確認し、禁止命令、過料を科します。

その際、職員の安全確保のためにも警察の協力が必要となります。警察には協力の了承をいただいておりますので、禁止命令や過料を科す際は、原則として警察官立会いのもと行うことを考えております。

(委員) 条例が施行されると、区、警察がタグを組み捕まえていくということですが、区民の集団回収を行っている方々が捕まえてしまうというトラブルが起きる可能性も考えられると思います。その点しっかり留意して本条例を施行していただきたいと思います。

(事務局) 既に私どもから町会には、持ち去り行為を見かけた場合、直接声をかけることは危険ですので、区に連絡をしていただくようお願いをしております。

- (委員) ぜひ周知徹底していただきたいと思います。
- (会長) 条例が施行されても、区民の安全に配慮して行っていかなければいけないということです。
- (委員) 平成21年の持ち去り率が34.4%ということですが、平成21年は比較的古紙の価格が低くなっています。そうすると、最近では平成21年の時より価格が高騰していますので、平成21年の時よりも持ち去り率も高くなっているという理解でよろしいでしょうか。
- (事務局) 平成21年以降の具体的なデータがございませんが、現在のほうが価格は上昇しておりますので、持ち去り率も上がっている可能性は十分考えられます。
- (委員) 区民の方々が区に通報するわけですが、通報を受け入れる側がきちんとした対応をしないと、通報しても意味がないという形になってしまい、通報がなかなかされなくなってしまう危惧があります。
- もう1つは、警察の協力が必要不可欠だと思いますが、警察との協議が行われているのか報告願います。
- (事務局) 1件目の通報の体制でございますが、清掃リサイクル課全体で統一の対応が出来るマニュアルを現在作成中でございます。
- 2件目の警察との連携でございますが、警察にも定期的にパトロールを行っていただいております。また、区内3警察全てに区内の資源回収拠点、回収曜日などを落とし込んだ地図を渡しておりますので、今後も引き続きパトロールの協力をいただきたいと思いますと考えてございます。
- (委員) 条例制定後も定期的に警察と協議をしていかなければ、実効性が担保できないと思いますので、警察とは定期的な意見交換の場を作っていただきたいと思います。
- また、持ち去り禁止を示す看板については、大きく見やすいものが良いと思います。そして、過料、罰金等についてははっきりと明記したほうが良いと思います。
- (事務局) 警察との定期的な打合せは、今後も継続的に行っていきたいと考えております。
- また、看板につきましては、現在も回収拠点に標示しております。今後条例が制定され、荒川区で持ち去り行為を行うと罰則の対象となるということを周知徹底して参りたいと考えてございます。
- (会長) 他にご意見、ご質問等ある方いらっしゃいますか。
- (委員) 区民の皆様がごみと資源を分別して、町会等でまとめることは非常に良い行為であります。その良い行為を横から持ち去ることは泥棒であり、止めさせなければなりません。現行犯で捕まえることは難しいと思いますが、過料を科すことによって抑止力になると思います。

また、資源回収のシステムをきちんと機能させるためには、区民、行政、回収事業者の3者が協力していかないとはいけません。そのために区は、条例を制定しようとしているので、ありがたいと思っています。

(会 長) 捕まえることが大事というわけではなく、きちんとしたシステムを地域に作っていくための抑止力となることが大事であり、関係者が連携した形が出来ていけば良いのではないかとのことでした。本当に大事な部分だと思います。

(委 員) 多いときは出された資源の3分の1程持ち去られたこともありました。先日、区議会議員の先生と区の職員の方で、尾久警察署へ行き、取締りの強化をお願いしたところ、署長をはじめ素晴らしい対応をしていただきました。それ以降、持ち去り被害が減っていると思います。

(会 長) 多くの持ち去り被害があると伺いましたが、今までも警察にきちんと対応していただいたということですが、このような良い流れが条例を制定することによって定着していくと非常に良いと思います。

(委 員) 持ち去りの問題は、23区内でも大きな問題となっていますが、非常にクリアな方針だと思います。いろいろと難しい点もあると思いますが、きっちりと進めていただければと思います。

1点教えていただきたいのですが、このような制度を作ると近隣区への影響が出てくると思います。それがどのような方向に働くであろうか教えていただければと思います。

(事 務 局) 現在も周辺区とは情報交換をしております。荒川区においてはこれから制定となるので、制定後の動きについては今後も引き続き情報交換をし、共有をしていきたいと思っています。

(会 長) 皆様、多くのご意見、ご質問ありがとうございました。

この後、パブリックコメントを実施し、議会にて審議をいただくわけでございます。

最後に何かご意見ありますでしょうか。

(委 員) 貴重なご意見ありがとうございました。この条例制定を通じて抑止力として、区民の皆様との協力体制が組めるような仕組みをブラッシュアップしていきたいと思っております。6月の議会に向けて、さらに区民の皆様幅広くご意見を伺いながら、よりよい内容で努力をして参ります。

(会 長) それでは、今日の審議を終了します。ありがとうございました。

閉 会